

シメコナゾール (案)

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼がなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：シメコナゾール [Simeconazole (ISO)]

(2) 用途：殺菌剤

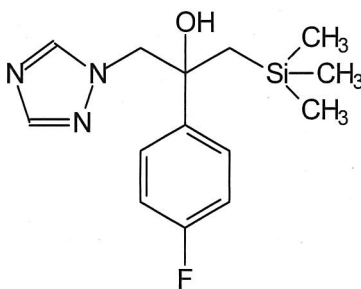
トリアゾール系の殺菌剤である。菌類の細胞膜成分であるエルゴステロールの生合成系において、ラノステロールのC14位脱メチル化を阻害することで作用すると考えられている。

(3) 化学名：

(*RS*)-2-(4-Fluorophenyl)-1-(1*H*-1,2,4-triazol-1-yl)-
3-(trimethylsilyl)propan-2-ol (IUPAC)

α -(4-Fluorophenyl)- α -[(trimethylsilyl)methyl]-1*H*-1,2,4-triazole-
1-ethanol (CAS)

(4) 構造式及び物性



(原体中組成 $R:S=1:1$)

分子式	$C_{14}H_{20}FN_3OSi$
分子量	293.42
水溶解度	57.5 mg/L (20°C)
分配係数	$\log_{10}Pow = 3.2$

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

作物名となっているものについては、今回農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

(1) 国内での使用方法

① 20.0%シメコナゾール水和剤

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	シメコナゾールを 含む農薬の 総使用回数	
りんご	褐斑病 黒星病 赤星病 うどんこ病 モニリア病 斑点落葉病	2000～ 4000倍	200～700 L/10 a	収穫7日 前まで	3回以内	散布	3回以内	
なし	黒星病 赤星病 うどんこ病	4000倍						
ネクタリン もも	灰星病	2000～ 4000倍	収穫前日 まで					
小粒核果類		2000倍						
おうとう		2000～ 4000倍						
いちご	幼果菌核病 炭疽病	2000倍	100～300 L/10 a					
	うどんこ病	2000～ 4000倍						
だいず	紫斑病	1000～ 2000倍		収穫14日 前まで	2回以内			2回以内
しょうが	白星病	1000倍		収穫7日 前まで	5回以内			5回以内
しそ	さび病	5000倍		収穫前日 まで	3回以内			3回以内
茶	炭疽病 もち病	2000～ 4000倍	200～400 L/10 a	摘採7日 前まで	1回	1回		

② 1.5%シメコナゾール粒剤

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シメコナゾールを含む農薬の総使用回数
稲	紋枯病 疑似紋枯症 (褐色紋枯病菌) 疑似紋枯症 (赤色菌核病菌) 疑似紋枯症 (灰色菌核病菌) 疑似紋枯症 (褐色菌核病菌) 稲こうじ病 墨黒穂病	3~4 kg/10 a	収穫 45 日前 まで	2 回以内	湛水 散布	2 回以内
	穂枯れ (ごま葉枯病菌) 穂枯れ (すじ葉枯病菌)	4 kg/10 a				
こんにゃく	白絹病	4~6 kg/10 a	培土時 ただし、収穫 120 日前まで	3 回以内	株元 散布 (散布 後 土寄 せ)	3 回以内
キャベツ	株腐病	6 kg/10 a	定植時	1 回	全面 土壌 混和	1 回
ごぼう	黒あざ病	9~18 kg/10 a	は種時		播溝 土壌 混和	
レタス 非結球レ タス	すそ枯病	9~12 kg/10 a	定植時		全面 土壌 混和	

② 1.5%シメコナゾール粒剤 (つづき)

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シメコナゾールを含む農薬の総使用回数
にんにく	黒腐菌核病	18 kg/10 a	植付前	1回	全面 土壌 混和	6回以内 (植付前は1 回以内、 植付後の 株元散布は 2回以内、 散布は 3回以内)
	白絹病	6 kg/10 a	土寄せ時 ただし、収穫75 日前まで (茎葉展開期)	2回以内	株元 散布	
にら			定植時	1回	作条 土壌 混和	1回
ねぎ	黒腐菌核病	6 kg/10 a	生育期 ただし、収穫14 日前まで	3回以内	株元 散布	3回以内 (は種時は 1回以内)
	白絹病	4~6 kg/10 a	土寄せ時 ただし、収穫14 日前まで			
	黒穂病		は種時	1回	土壌 表面 散布	
ほうれん そう	苗立枯病 (リゾクトニア菌)				播溝 土壌 混和	1回

③ 4.5%シメコナゾール粒剤

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シメコナゾールを含む農薬の総使用回数
稲	紋枯病 稲こうじ病	1~1.3 kg/10 a	収穫45日 前まで	2回以内	湛水散布	2回以内
		1 kg/10 a			無人ヘリコプター による散布	
	墨黒穂病				湛水散布	

④ 2.4%シメコナゾール・65.0%マンゼブ水和剤

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用 液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	シメコナゾールを 含む農薬の 総使用回数
りんご	うどんこ病 モニリア病 すす点病 すす斑病 褐斑病 黒星病 赤星病 斑点落葉病 黒点病	600～ 800 倍	200～ 700 L /10 a	収穫 30 日 前まで	3 回以内	散布	3 回以内
かき	うどんこ病 落葉病 炭疽病	600 倍		収穫 45 日 前まで	2 回以内		2 回以内
みかん	そうか病 黒点病 灰色かび病	500～ 600 倍		収穫 30 日 前まで	3 回以内		3 回以内
かんきつ (みかんを 除く)		600 倍		収穫 90 日 前まで			
ぶどう	べと病 黒とう病 晩腐病 うどんこ病 灰色かび病	1000 倍		収穫 45 日 前まで	2 回以内		2 回以内
すいか	炭疽病 うどんこ病 つる枯病	600～ 800 倍	100～ 300 L /10 a	収穫 7 日 前まで	5 回以内		5 回以内
メロン	べと病 うどんこ病 つる枯病			収穫 21 日 前まで	2 回以内		2 回以内
かぼちゃ	べと病 うどんこ病 疫病						
きゅうり	べと病 うどんこ病 炭疽病 灰色かび病 褐斑病	800 倍		収穫前日 まで	3 回以内		3 回以内
トマト	疫病 葉かび病 うどんこ病			2 回以内	2 回以内		

④ 2.4%シメコナゾール・65.0%マンゼブ水和剤（つづき）

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用 液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	シメコナゾールを 含む農薬の 総使用回数
ねぎ	さび病 べと病 黒斑病 葉枯病	600倍	100～ 300 L /10 a	収穫14日前 まで	3回以内	散布	3回以内 (は種時は1 回以内)
にんにく	さび病 葉枯病 白斑葉枯病	600～ 800倍		収穫7日前 まで			6回以内 (植付前は1 回以内、 植付後の 株元散布は 2回以内、 散布は 3回以内)

⑤ 1.5%シメコナゾール・4.0%メトミノストロビン粒剤

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	シメコナゾールを 含む農薬の 総使用回数
稲	いもち病 紋枯病 疑似紋枯症(褐色紋枯病菌) 疑似紋枯症(赤色菌核病菌) 疑似紋枯症(灰色菌核病菌) 疑似紋枯症(褐色菌核病菌) 稲こうじ病 墨黒穂病 穂枯れ(ごま葉枯病菌)	3 kg/10 a	収穫45日 前まで	1回	散布	2回以内

⑥ 1.5%シメコナゾール・1.67%ジノテフラン・3.0%トロプロカルブ粒剤

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	シメコナゾールを 含む農薬の 総使用回数
稲	ウンカ類 ツマグロヨコバイ カメムシ類 いもち病 紋枯病 稲こうじ病	3 kg/10 a	出穂5～30 日前 ただし、収穫 45日前まで	1回	湛水散布	2回以内

(2) 海外での使用方法

20%シメコナゾール水和剤（韓国）

作物名	適用病害虫名	希釈倍率	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法
とうがらし	炭疽病	2000倍	収穫3日 前まで	3回以内	茎葉散布

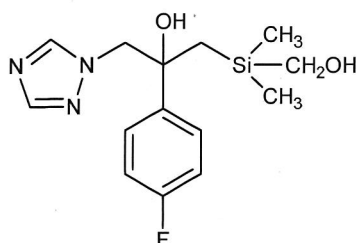
3. 作物残留試験

(1) 分析の概要

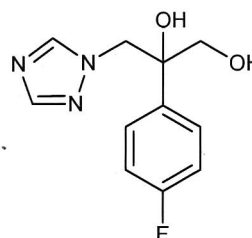
【国内】

① 分析対象の化合物

- ・シメコナゾール
- ・(RS)-2-(4-フルオロフェニル)-1-ヒドロキシメチルジメチルシリル-3-(1*H*-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロパン-2-オール(以下、代謝物 D という)
- ・(RS)-2-(4-フルオロフェニル)-3-(1*H*-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロパン-1, 2-ジオール(以下、代謝物 F という)



代謝物 D



代謝物 F

② 分析法の概要

i) シメコナゾール

試料からアセトニトリル、含水アセトニトリル又はアセトンで抽出し、C₁₈カラム、グラファイトカーボンカラム又は C₁₈カラム及び NH₂カラム等を用いて精製した後、紫外分光光度型検出器付き高速液体クロマトグラフ (HPLC-UV) 又は液体クロマトグラフ・質量分析計 (LC-MS) で定量する。

または、試料からアセトニトリルで抽出し、酢酸エチル・ヘキサン混液に転溶する。グラファイトカーボン/SAX/PSA 積層カラム及びシリカゲルカラム若しくはグラファイトカーボン/NH₂/シリカゲル積層カラムを用いて精製した後、LC-MS で定量する。あるいは、含水アセトニトリルで抽出し、C₁₈カラム、スチレンジビニルベンゼン共重合体カラム及びグラファイトカーボン/NH₂ 積層カラムを用いて精製した後、液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計 (LC-MS/MS) で定量する。

定量限界 : 0.01~0.5 ppm

ii) 代謝物 D

試料から含水アセトニトリル又はアセトンで抽出し、酵素処理により代謝物 D の糖抱合体を代謝物 D に分解し、SCXカラム、グラファイトカーボンカラム等を用いて精製した後、HPLC-UV で定量する。

定量限界 : 0.01~0.03 ppm

iii) 代謝物 F

試料から含水アセトニトリル又はアセトンで抽出し、SCX カラム、グラファイトカーボンカラム等を用いて精製した後、HPLC-UV、LC-MS 又は LC-MS/MS で定量する。

定量限界：0.01～0.02 ppm

【海外】

① 分析対象の化合物

・シメコナゾール

② 分析法の概要

試料からアセトンで抽出し、ジクロロメタンに転溶する。シリカゲルカラムを用いて精製した後、高感度窒素・リン検出器付きガスクロマトグラフ (GC-NPD) で定量する。

定量限界：0.01 ppm

(2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙 1-1、海外で実施された作物残留試験の結果の概要は別紙 1-2 を参照。

4. 魚介類への推定残留量

本剤については水系を通じた魚介類への残留が想定されることから、農林水産省から魚介類に関する個別の残留基準の設定について要請されている。このため、本剤の水産動植物被害予測濃度^{注1)}及び生物濃縮係数 (BCF : Bioconcentration Factor) から、以下のとおり魚介類中の推定残留量を算出した。

(1) 水産動植物被害予測濃度

本剤が水田及び水田以外のいずれの場面においても使用されることから、水田 PECTier2^{注2)}及び非水田 PECTier1^{注3)}について算出したところ、水田 PECTier2 は 0.28 ppb、非水田 PECTier1 は 0.011 ppb となったことから、水田 PECTier2 の 0.28 ppb を採用した。

(2) 生物濃縮係数

¹⁴C 標識シメコナゾールを用いた14日間の取込期間及び排泄期間を設定したコイの魚類濃縮性試験が実施された。BCFは7.3と算出された。

(3) 推定残留量

(1) 及び(2)の結果から、シメコナゾールの水産動植物被害予測濃度：0.28 ppb、BCF：7.3とし、下記のとおり推定残留量が算出された。

$$\text{推定残留量} = 0.28 \text{ ppb} \times (7.3 \times 5) = 10.22 \text{ ppb} \approx 0.0102 \text{ ppm}$$

注1) 農薬取締法第3条第1項第6号に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬の登録保留基準設定における規定に準拠

注2) 水田中や河川中での農薬の分解や土壌・底質への吸着、止水期間等を考慮して算出したもの。

注3) 既定の地表流出率、ドリフト率で河川中に流入するものとして算出したもの。

(参考)：平成19年度厚生労働科学研究費補助金食品の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」分担研究「魚介類への残留基準設定法」報告書

5. ADI 及び ARfD の評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたシメコナゾールに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

(1) ADI

無毒性量：0.85 mg/kg 体重/day

(動物種) ラット

(投与方法) 混餌

(試験の種類) 慢性毒性/発がん性併合試験

(期間) 2年間

安全係数：100

ADI：0.0085 mg/kg 体重/day

発がん性試験において、雄ラット及び雌雄マウスで肝細胞腺腫の発生頻度の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、本剤の評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

(2) ARfD

一般の集団

無毒性量：20 mg/kg 体重/day

(動物種) ラット

(投与方法) 強制経口

(試験の種類) 発生毒性試験

安全係数：100

ARfD：0.2 mg/kg 体重

妊婦又は妊娠している可能性のある女性

無毒性量：9 mg/kg 体重/day

(動物種) ラット

(投与方法) 混餌

(試験の種類) 繁殖試験

安全係数：100

ARfD：0.09 mg/kg 体重

6. 諸外国における状況

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。

7. 基準値案

(1) 残留の規制対象

シメコナゾールとする。

作物残留試験において、代謝物 D 及び代謝物 F の分析が行われているが、代謝物 F については、分析が実施された多くの農作物において定量限界未満であることから、規制対象として含めないこととした。また、代謝物 D については、一部の作物でシメコナゾールと比較して同程度もしくは低濃度で残留しているが、その他の作物については定量限界未満であること、食品健康影響評価書において、代謝物 D の毒性試験について特に問題となるデータは認められないことから、規制対象として含めないこととした。

なお、食品安全委員会による食品健康影響評価においても、農産物及び魚介類中の暴露評価対象物質としてシメコナゾール（親化合物のみ）を設定している。

(2) 基準値案

別紙 2 のとおりである。

(3) 暴露評価

① 長期暴露評価

1 日当たり摂取する農薬等の量の ADI に対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙 3 参照。

	TMDI/ADI (%) ^{注)}
一般 (1 歳以上)	42.4
幼小児 (1~6 歳)	72.9
妊婦	27.4
高齢者 (65 歳以上)	54.4

注) 各食品の平均摂取量は、平成 17 年~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算値：基準値案×各食品の平均摂取量

② 短期暴露評価

各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般 (1 歳以上)、幼小児 (1~6 歳) 及び妊婦又は妊娠している可能性のある女性 (14~50 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。詳細な暴露評価は別紙 4-1、4-2 及び 4-3 参照。

注) 基準値案又は最高残留濃度 (HR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。

シメコナゾール 作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件			最大残留量 (ppm) 注1)		
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	【シメコナゾール/代謝物D/代謝物F】	
水稻 (玄米)	2	1.5%粒剤	4kg/10a湛水散布	1	43, 52, 68	圃場A:<0.02/<0.02/<0.02 (1回, 43日)	
					53, 62, 78	圃場B:<0.02/<0.02/<0.02 (1回, 53日)	
	3			2	43, 52, 68	圃場A:<0.02/<0.02/<0.02 (*2回, 43日)	
					53, 62, 78	圃場B:<0.02/<0.02/<0.02 (*2回, 53日)	
			21, 28, 42	圃場C:0.02/-/- (2回, 42日)			
温州みかん (果肉)	2	20.0%水和剤	4000倍散布 500L/10a	3	7, 14, 21	圃場A:<0.02/<0.02/<0.02 (3回, 21日) (#) 注2)	
						圃場B:<0.02/<0.02/<0.02 (3回, 21日) (#)	
温州みかん (果皮)	2	20.0%水和剤	4000倍散布 500L/10a	3	7, 14, 21	圃場A:0.08/0.02/<0.02 (3回, 21日) (#)	
						圃場B:0.08/0.03/<0.02 (3回, 21日) (#)	
夏みかん (果実)	2	20.0%水和剤	4000倍散布 638, 700L/10a	3	7, 14, 21	圃場A:0.06/<0.02/<0.02 (3回, 21日) (#)	
						圃場B:0.05/<0.02/<0.02 (3回, 21日) (#)	
ゆず (果実)	2	20.0%水和剤	4000倍散布 800, 500L/10a	3	7, 14, 21	圃場A:<0.02/<0.02/<0.02 (3回, 21日) (#)	
						圃場B:0.08/<0.02/<0.02 (3回, 21日) (#)	
メロン (果実)	2	20.0%水和剤	4000倍散布 250L/10a	3	1, 7, 14	圃場A:<0.02/<0.02/<0.02 (3回, 7日) (#)	
						圃場B:<0.02/<0.02/<0.02 (3回, 7日) (#)	
				5	1, 7, 14	圃場A:<0.02/<0.02/<0.02 (5回, 7日) (#)	
						圃場B:<0.02/<0.02/<0.02 (5回, 7日) (#)	
もも (果肉)	2	20.0%水和剤	4000倍散布 400L/10a	2	14, 21, 28	圃場A:*0.04/**0.04/**0.02 (*2回, 14日、**2回, 28日)	
			4000倍散布 300L/10a			圃場B:<0.03/<0.03/<0.02 (2回, 14日)	
	2		4000倍散布 400L/10a	3	14, 21, 28	圃場A:*0.04/*0.04/**0.04 (*3回, 14日、**3回, 21日)	
			4000倍散布 300L/10a			圃場B:<0.03/<0.03/0.02 (*3回, 14日)	
	2		2000倍散布 400L/10a	3	1, 7, 14	圃場A:0.16/-/-	
			2000倍散布 360L/10a			圃場B:0.30/-/-	
もも (果皮)	2	20.0%水和剤	4000倍散布 400L/10a	2	14, 21, 28	圃場A:0.66/0.06/0.04 (2回, 14日)	
			4000倍散布 300L/10a			圃場B:0.30/0.06/0.04 (2回, 14日)	
	2		3	4000倍散布 400L/10a	14, 21, 28	圃場A:0.59/0.10/0.06 (3回, 14日)	
				4000倍散布 300L/10a		圃場B:0.26/0.06/0.05 (3回, 14日)	
2	3	2000倍散布 400L/10a	1, 7, 14	圃場A:3.73/-/-			
		2000倍散布 360L/10a		圃場B:9.89/-/-			
すいか (果肉)	2	20.0%水和剤	4000倍散布 300, 150~200L/10a	5	1, 8, 14	圃場A:<0.02/-/- (5回, 8日) (#)	
					1, 7, 14	圃場B:<0.02/-/- (5回, 7日) (#)	
りんご (果実)	2	20.0%水和剤	4000倍散布 700L/10a	1	14, 21, 30, 60	圃場A:<0.03/<0.03/<0.02 (1回, 14日)	
					14, 21, 30, 59	圃場B:<0.03/<0.03/<0.02 (1回, 14日)	
	2			2	14, 21, 30, 60	14, 21, 30, 59	圃場A:0.04/<0.03/<0.02 (2回, 14日)
					14, 21, 30, 59		圃場B:<0.03/<0.03/<0.02 (2回, 14日)
	2			3	14, 21, 30, 60	14, 21, 30, 59	圃場A:0.04/<0.03/<0.02 (3回, 14日)
					14, 21, 30, 59		圃場B:<0.03/<0.03/<0.02 (3回, 14日)
2	3	2000倍散布 830L/10a	7, 14, 21	圃場A:0.14/<0.03/<0.02			
		2000倍散布 700L/10a		圃場B:0.04/<0.03/<0.02			

シメコナゾール 作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 注1) 【シメコナゾール/代謝物D/代謝物F】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
なし (果実)	2	20.0%水和剤	4000倍散布 400L/10a	2	1, 14, 21, 28	圃場A:<0.03/<0.03/<0.02 (2回, 14日)
	圃場B:0.07/<0.03/<0.02 (2回, 14日)					
	2			圃場A:0.07/<0.03/<0.02 (3回, 14日)		
	2		2000倍散布 400L/10a 2000倍散布 350L/10a	3	7, 14, 21	圃場A:0.18/-/- 圃場B:0.06/-/-
かき (果実)	2	20.0%水和剤	4000倍散布 350L/10a	4	7, 14, 21	圃場A:0.02/<0.03/<0.02 (4回, 21日) (#)
			4000倍散布 435L/10a			圃場B:0.06/<0.03/<0.02 (4回, 21日) (#)
うめ (果実)	2	20.0%水和剤	2000倍散布 400L/10a	3	1, 3, 7	圃場A:0.50/-/- 圃場B:0.39/-/-
ネクタリン (果実)	2	20.0%水和剤	2000倍散布 270L/10a	3	1, 7, 14	圃場A:0.14/-/-
			2000倍散布 400L/10a			圃場B:0.03/-/-
すもも (果実)	2	20.0%水和剤	2000倍散布 500L/10a 2000倍散布 400L/10a	3	1, 3, 7	圃場A:<0.05/-/- 圃場B:<0.05/-/-
あんず (果実)	2	20.0%水和剤	2000倍散布 400L/10a	3	1, 3, 7	圃場A:0.40/-/- 圃場B:0.28/-/-
おうとう (果実)	2	20.0%水和剤	2000倍散布 625L/10a	3	1, 3, 7, 14	圃場A:1.13/-/-
			2000倍散布 400L/10a			圃場B:0.61/-/-
ぶどう (果実)	2	20.0%水和剤	4000倍散布 400L/10a	3	14, 21, 28	圃場A:0.06/-/- (3回, 28日) (#)
			4000倍散布 300L/10a			圃場B:<0.02/-/- (3回, 28日) (#)
いちご (果実)	2	20.0%水和剤	2000倍散布 200L/10a	3	1, 3, 7	圃場A:0.22/-/- 圃場B:1.48/-/-
きゅうり (果実)	2	20.0%水和剤	4000倍散布 159~218.2, 250L/10a	3	1, 3, 7	圃場A:0.06/<0.02/<0.02 (3回, 1日) (#) 圃場B:0.08/<0.02/<0.02 (3回, 1日) (#)
	2			5	1, 3, 7	圃場A:0.06/<0.02/<0.02 (5回, 1日) (#) 圃場B:0.11/<0.02/<0.02 (5回, 1日) (#)
トマト (果実)	2	20.0%水和剤	4000倍散布 150L/10a	3	1, 7, 14	圃場A:0.02/-/- (3回, 1日) (#) 圃場B:0.03/-/- (3回, 1日) (#)
かぼちゃ (果実)	2	20.0%水和剤	5000倍散布 200L/10a	2	21, 30, 45	圃場A:<0.05/-/- (2回, 21日) (#) 圃場B:<0.05/-/- (2回, 21日) (#)
ほうれんそう (茎葉)	2	1.5%粒剤	6kg/10a播溝土壌混和	1	43, 46, 50 32, 35, 39	圃場A:0.02/-/- (1回, 43日) 圃場B:<0.01/-/- (1回, 32日)
ごぼう (根部)	2	1.5%粒剤	18kg/10a播溝土壌混和	1	188, 191, 195 148, 151, 155	圃場A:0.10/-/- (1回, 191日) 圃場B:0.01/-/- (1回, 148日)
キャベツ (葉球)	2	1.5%粒剤	6kg/10a全面土壌混和	1	69, 75, 81	圃場A:<0.01/-/- (1回, 69日)
					68, 75, 82	圃場B:<0.01/-/- (1回, 68日)
結球レタス (茎葉)	2	1.5%粒剤	12kg/10a全面土壌混和	1	44, 49, 54	圃場A:<0.01/-/- (1回, 44日)
					45, 51, 57	圃場B:<0.01/-/- (1回, 45日)
サラダ菜 (茎葉)	2	1.5%粒剤	12kg/10a全面土壌混和	1	19, 26, 33	圃場A:0.25/-/- (1回, 19日)
					32, 39, 46	圃場B:0.12/-/- (1回, 32日)
リーフレタス (茎葉)	2	1.5%粒剤	12kg/10a全面土壌混和	1	22, 29, 36	圃場A:0.12/-/- (1回, 22日)
					32, 39, 46	圃場B:0.07/-/- (1回, 32日)
葉ねぎ (茎葉)	2	20.0%水和剤	4000倍散布 150L/10a	3	3, 7, 14, 21	圃場A:<0.02/<0.02/<0.02 (3回, 14日) (#) 圃場B:<0.02/<0.02/<0.02 (3回, 14日) (#)
	1	1.5%粒剤	6kg/10a 土寄せ時株元処理	3	14, 21, 28	圃場A:<0.02/-/-
根深ねぎ (茎葉)	2	20.0%水和剤	4000倍散布 150L/10a	3	3, 7, 14, 21	圃場A:0.05/<0.02/<0.02 (3回, 14日) (#) 圃場B:<0.02/<0.02/<0.02 (3回, 14日) (#)
	1	1.5%粒剤	6kg/10a 土寄せ時株元処理	3	14, 21, 28	圃場A:<0.02/-/-

シメコナゾール 作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 注1) 【シメコナゾール/代謝物/代謝物F】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
にんにく (鱗茎)	2	20.0%水和剤	4000倍散布 300, 200L/10a	3	7, 14, 21	圃場A:<0.02/-/- (3回, 7日) (#)
						圃場B:<0.02/-/- (3回, 7日) (#)
	2	1.5%粒剤+ 20.0%水和剤	18kg/10a全面土壌混和 (1回) + 600倍散布 300, 250L/10a (3回)	1+3	7	圃場A:<0.01/-/- (#)
						圃場B:<0.01/-/- (#)
	2	1.5%粒剤+ 20.0%水和剤	18kg/10a全面土壌混和 (1回) + 6kg/10a株元 散布 (2回) + 600倍散 布 196L/10a (3回)	1+2+3	7, 14, 21	圃場A:<0.01/-/- (6回, 7日) (#)
						圃場B:<0.01/-/- (6回, 7日) (#)
にら (茎葉)	2	1.5%粒剤	6kg/10a作条土壌混和	1	156, 163, 170	圃場A:<0.01/-/- (1回, 156日)
					98, 105, 112	圃場B:0.02/-/- (1回, 98日)
しょうが (根茎)	2	20.0%水和剤	1000倍散布 166.7, 200L/10a	5	7, 14, 21	圃場A:0.07/-/- 圃場B:0.02/-/-
しそ (葉)	3	20.0%水和剤	5000倍散布 200L/10a	3	1, 3, 7	圃場A:3.76/-/-
						圃場B:21.0/-/-
						圃場C:6.90/-/-
だいず (乾燥子実)	2	0.4%粉剤	4kg/10a散布	2	14, 30, 60	圃場A:0.04/-/- (2回, 30日) (#)
						圃場B:0.05/-/- (2回, 30日) (#)
	2	20.0%水和剤	1000倍散布 150L/10a	2	14, 30, 60	圃場A:0.08/-/- (4回, 30日) (#)
						圃場B:0.10/-/- (4回, 30日) (#)
	2	20.0%水和剤	1000倍散布 150L/10a	4	14, 30, 60	圃場A:0.04/-/- (2回, 30日)
						圃場B:0.04/-/- (2回, 30日)
だいず (乾燥子実)	2	50%水和剤	8倍無人ヘリコプターによる 散布 0.8L/10a	2	14, 29, 59	圃場A:0.01/-/- (2回, 29日) (#)
					14, 30, 60	圃場B:0.02/-/- (2回, 30日) (#)
こんにゃく (球茎)	2	1.5%粒剤	6kg/10a株元散布	3	137, 144, 151	圃場A:<0.01/-/- (3回, 137日)
					86, 93, 100	圃場B:0.02/-/- (3回, 100日)
茶 (荒茶)	2	20.0%水和剤	4000倍散布 200L/10a	1	7, 14, 21	圃場A:4.54/1.67/0.04
						圃場B:1.39/0.80/0.02
	2	20.0%水和剤	4000倍散布 200L/10a	2	7, 14, 21	圃場A:4.67/1.91/0.04 (2回, 7日) (#)
						圃場B:2.50/1.42/0.02 (2回, 7日) (#)
	2	20.0%水和剤	2000倍散布 200L/10a	1	7, 14, 21	圃場A:2.5/-/-
						圃場B:6.0/-/-
2	20.0%水和剤	2000倍散布 200L/10a	2	7, 14, 21	圃場A:4.4/-/- (2回, 7日) (#)	
					圃場B:8.2/-/- (2回, 7日) (#)	
茶 (浸出液)	2	20.0%水和剤	4000倍散布 200L/10a	1	7, 14, 21	圃場A:1.72/1.06/0.02
						圃場B:0.56/*0.59/<0.02 (*1回, 14日)
	2	20.0%水和剤	4000倍散布 200L/10a	2	7, 14, 21	圃場A:1.80/1.10/0.03 (2回, 7日) (#)
						圃場B:1.10/1.21/0.02 (2回, 7日) (#)
	2	20.0%水和剤	2000倍散布 200L/10a	1	7, 14, 21	圃場A:0.93/-/-
						圃場B:2.17/-/-
2	20.0%水和剤	2000倍散布 200L/10a	2	7, 14, 21	圃場A:1.64/-/- (2回, 7日) (#)	
					圃場B:2.54/-/- (2回, 7日) (#)	

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験 (いわゆる最大使用条件下の作物残留試験) を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。(参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」)

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について () 内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験成績は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

注3) 今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

シメコナゾール 作物残留試験一覧表 (韓国)

農作物	試験圃場数	試験条件			最大残留量 (ppm) 注1)
		剤型	使用量・使用方法	回数	
とうがらし	1	20%水和剤	2000倍散布 200L/10a	2	圃場A:0.79
	1			3	

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に使い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が見られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が見られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02,0.02
大豆	0.2	0.2	○			0.04,0.04
こんにゃくいも	0.1	0.1	○			<0.01,0.02
キャベツ	0.05		申			<0.01,<0.01
ごぼう	0.3	0.3	○			0.01,0.10
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.7		申			0.12,0.25(\$)(サラダ菜)
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	0.2	○			<0.02(#),0.05(#)(根深ねぎ)
にんにく	0.1	0.1	○			<0.02(#),<0.02(#)
にら	0.1		申			<0.01,0.02
トマト	0.2	0.2	○			0.02(#),0.03(#)(%)
その他のなす科野菜	2	2				【0.87(とうがらし)(韓国)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○			0.06(#),0.08(#)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2	○			<0.05(#),<0.05(#)
すいか	0.1	0.1	○			<0.02(#),<0.02(#)
メロン類果実	0.1	0.1	○			<0.02(#),<0.02(#)
ほうれんそう	0.1	0.1	○			<0.01,0.02
しょうが	0.3		申			0.02,0.07(\$)
みかん	0.1	0.1	○			<0.02(#),<0.02(#)
なつみかんの果実全体	0.3	0.3	○			0.05(#),0.06(#)
レモン	0.3	0.3	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.3	0.3	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	0.3	0.3	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.3	0.3	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3	○			(なつみかんの果実全体参照) <0.02(#),0.08(#)(ゆず)
りんご	0.5	0.5	○			0.04,0.14(\$)
日本なし	0.5	0.5	○			0.06,0.18
西洋なし	0.5	0.5	○			(日本なし参照)
もも	0.7	0.7	○			0.16,0.30
ネクタリン	0.5	0.5	○			0.03,0.14(\$)
あんず(アプロコットを含む。)	1	1	○			0.28,0.40
すもも(ブルーを含む。)	0.2	0.3	○			<0.05,<0.05
うめ	1	1	○			0.39,0.50
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○			0.61,1.13(\$)
いちご	3	3	○			0.22,1.48(\$)
ぶどう	0.2	0.2	○			<0.02(#),0.06(#)
かき	0.2	0.2	○			0.02(#),0.06(#)
茶	10	10	○			2.5,6.0
その他のスパイス	0.3	0.3	○			0.08(#),0.08(#)(みかんの果皮)
その他のハーブ	30		申			3.76, 6.90, 21.0(\$)(しそ)
魚介類	0.02	0.02				推:0.0102

申請(国内における登録、承認等の申請、インポートトランス申請)以外の理由により本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、国内において農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

シメコナゾール推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	一般 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
米 (玄米をいう。)	0.1	16.4	8.6	10.5	18.0
大豆	0.2	7.8	4.1	6.3	9.2
こんにゃくいも	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
キャベツ	0.05	1.2	0.6	1.0	1.2
ごぼう	0.3	1.2	0.5	1.2	1.4
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.7	6.7	3.1	8.0	6.4
ねぎ (リーキを含む。)	0.2	1.9	0.7	1.4	2.1
にんにく	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
にら	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2
トマト	0.2	6.4	3.8	6.4	7.3
その他のなす科野菜	2	2.2	0.2	2.4	2.4
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.3	6.2	2.9	4.3	7.7
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.2	1.9	0.7	1.6	2.6
すいか	0.1	0.8	0.6	1.4	1.1
メロン類果実	0.1	0.4	0.3	0.4	0.4
ほうれんそう	0.1	1.3	0.6	1.4	1.7
しょうが	0.3	0.5	0.1	0.3	0.5
みかん	0.1	1.8	1.6	0.1	2.6
なつみかんの果実全体	0.3	0.4	0.2	1.4	0.6
レモン	0.3	0.2	0.0	0.1	0.2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.3	2.1	4.4	3.8	1.3
グレープフルーツ	0.3	1.3	0.7	2.7	1.1
ライム	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のかんきつ類果実	0.3	1.8	0.8	0.8	2.9
りんご	0.5	12.1	15.5	9.4	16.2
日本なし	0.5	3.2	1.7	4.6	3.9
西洋なし	0.5	0.3	0.1	0.1	0.3
もも	0.7	2.4	2.6	3.7	3.1
ネクタリン	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
あんず (アプrikottを含む。)	1	0.2	0.1	0.1	0.4
すもも (プルーンを含む。)	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2
うめ	1	1.4	0.3	0.6	1.8
おうとう (チェリーを含む。)	3	1.2	2.1	0.3	0.9
いちご	3	16.2	23.4	15.6	17.7
ぶどう	0.2	1.7	1.6	4.0	1.8
かき	0.2	2.0	0.3	0.8	3.6
茶	10	66.0	10.0	37.0	94.0
その他のスパイス	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1
その他のハーブ	30	27.0	9.0	3.0	42.0
魚介類	0.02	1.9	0.8	1.1	2.3
計		198.4	102.3	136.0	259.5
ADI比 (%)		42.4	72.9	27.4	54.4

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算値: 基準値案×各食品の平均摂取量

シメコナゾール推定摂取量 (短期) : 一般(1歳以上)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重 /day)	ESTI/ARFD (%)
米 (玄米)	米	0.1	0.1	0.6	0
大豆	大豆	0.2	0.2	0.2	0
キャベツ	キャベツ	0.05	0.05	0.5	0
ごぼう	ごぼう	0.3	0.3	1.5	1
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	レタス類	0.7	0.7	3.9	2
	非結球レタス類	0.7	0.7	2.8	1
ねぎ (リーキを含む。)	レタス	0.7	0.7	4.0	2
	ねぎ	0.2	0.2	0.8	0
にんにく	にんにく	0.1	0.1	0.1	0
にら	にら	0.1	0.1	0.1	0
トマト	トマト	0.2	0.2	2.2	1
その他のなす科野菜	とうがらし (生)	2	2	3.2	2
	ししとう	2	2	2.0	1
きゅうり (ガーキンを含む。)	きゅうり	0.3	0.3	1.9	1
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	かぼちゃ	0.2	0.2	2.0	1
	ズッキーニ	0.2	0.2	1.4	1
すいか	すいか	0.1	0.1	3.3	2
メロン類果実	メロン	0.1	0.1	1.7	1
ほうれんそう	ほうれんそう	0.1	0.1	0.5	0
しょうが	しょうが	0.3	0.3	0.3	0
みかん	みかん	0.1	0.1	0.9	0
なつみかんの果実全体	なつみかん	0.3	0.3	3.7	2
レモン	レモン	0.3	0.3	0.6	0
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	オレンジ	0.3	0.3	2.8	1
	オレンジ果汁	0.3	0.3	3.0	2
グレープフルーツ	グレープフルーツ	0.3	0.3	5.2	3
	きんかん	0.3	0.3	0.7	0
その他のかんきつ類果実	ぼんかん	0.3	0.3	3.2	2
	ゆず	0.3	0.3	0.5	0
	すだち	0.3	0.3	0.5	0
りんご	りんご	0.5	0.5	7.1	4
	りんご果汁	0.5	0.5	5.3	3
日本なし	日本なし	0.5	0.5	7.6	4
西洋なし	西洋なし	0.5	0.5	7.0	4
もも	もも	0.7	0.7	9.5	5
すもも (ブルーンを含む。)	ブルーン	0.2	0.2	1.2	1
うめ	うめ	1	1	1.4	1
おうとう (チェリーを含む。)	おうとう	3	3	7.5	4
いちご	いちご	3	3	11.4	6
ぶどう	ぶどう	0.2	0.2	2.7	1
かき	かき	0.2	0.2	2.9	1
茶	緑茶類	10	10	6.1	3

ESTI : 短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARFD (%)の値は、有効数字1桁 (値が100を超える場合は有効数字2桁) とし四捨五入して算出した。

シメコナゾール推定摂取量(短期) : 幼小児(1~6歳)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重 /day)	ESTI/ARfD (%)
米(玄米)	米	0.1	0.1	1.1	1
大豆	大豆	0.2	0.2	0.2	0
キャベツ	キャベツ	0.05	0.05	0.8	0
ごぼう	ごぼう	0.3	0.3	1.9	1
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	レタス類	0.7	0.7	6.9	3
	非結球レタス類	0.7	0.7	9.7	5
ねぎ(リーキを含む。)	レタス	0.7	0.7	6.2	3
	ねぎ	0.2	0.2	1.3	1
にんにく	にんにく	0.1	0.1	0.1	0
にら	にら	0.1	0.1	0.2	0
トマト	トマト	0.2	0.2	5.4	3
きゅうり(ガーキンを含む。)	きゅうり	0.3	0.3	4.4	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	かぼちゃ	0.2	0.2	3.2	2
すいか	すいか	0.1	0.1	8.7	4
メロン類果実	メロン	0.1	0.1	2.9	1
ほうれんそう	ほうれんそう	0.1	0.1	1.1	1
しょうが	しょうが	0.3	0.3	0.4	0
みかん	みかん	0.1	0.1	2.7	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	オレンジ	0.3	0.3	8.1	4
	オレンジ果汁	0.3	0.3	5.3	3
りんご	りんご	0.5	0.5	16.0	8
	りんご果汁	0.5	0.5	16.9	8
日本なし	日本なし	0.5	0.5	14.4	7
もも	もも	0.7	0.7	29.7	10
うめ	うめ	1	1	3.4	2
いちご	いちご	3	3	32.4	20
ぶどう	ぶどう	0.2	0.2	6.1	3
かき	かき	0.2	0.2	4.2	2
茶	緑茶類	10	10	9.6	5

ESTI : 短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARfD(%)の値は、有効数字1桁(値が100を超える場合は有効数字2桁)とし四捨五入して算出した。

シメコナゾール推定摂取量（短期）：妊婦又は妊娠している可能性のある女性（14～50歳）

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重 /day)	ESTI/ARFD (%)
米（玄米）	米	0.1	0.1	0.5	1
大豆	大豆	0.2	0.2	0.2	0
キャベツ	キャベツ	0.05	0.05	0.5	1
ごぼう	ごぼう	0.3	0.3	1.3	1
レタス	レタス類	0.7	0.7	4.0	4
	非結球レタス類	0.7	0.7	2.9	3
	レタス	0.7	0.7	4.0	4
ねぎ	ねぎ	0.2	0.2	0.7	1
にんにく	にんにく	0.1	0.1	0.0	0
にら	にら	0.1	0.1	0.1	0
トマト	トマト	0.2	0.2	2.0	2
その他のなす科野菜	とうがらし（生）	2	2	3.2	4
	ししとう	2	2	2.4	3
きゅうり	きゅうり	0.3	0.3	1.8	2
かぼちゃ	かぼちゃ	0.2	0.2	1.9	2
	ズッキーニ	0.2	0.2	1.4	2
すいか	すいか	0.1	0.1	3.4	4
メロン類果実	メロン	0.1	0.1	1.8	2
ほうれんそう	ほうれんそう	0.1	0.1	0.5	1
しょうが	しょうが	0.3	0.3	0.2	0
みかん	みかん	0.1	0.1	0.8	1
なつみかん	なつみかん	0.3	0.3	3.7	4
レモン	レモン	0.3	0.3	0.6	1
オレンジ	オレンジ	0.3	0.3	2.6	3
	オレンジ果汁	0.3	0.3	2.2	2
グレープフルーツ	グレープフルーツ	0.3	0.3	4.9	5
その他のかんきつ類果実	きんかん	0.3	0.3	0.7	1
	ぼんかん	0.3	0.3	3.2	4
	ゆず	0.3	0.3	0.4	0
	すだち	0.3	0.3	0.5	1
りんご	りんご	0.5	0.5	6.8	8
	りんご果汁	0.5	0.5	5.3	6
日本なし	日本なし	0.5	0.5	7.3	8
西洋なし	西洋なし	0.5	0.5	7.0	8
もも	もも	0.7	0.7	9.0	10
すもも	プルーン	0.2	0.2	1.2	1
うめ	うめ	1	1	1.4	2
おうとう	おうとう	3	3	7.5	8
いちご	いちご	3	3	10.1	10
ぶどう	ぶどう	0.2	0.2	2.6	3
かき	かき	0.2	0.2	2.6	3
茶	緑茶類	10	10	5.6	6

ESTI：短期推定摂取量（Estimated Short-Term Intake）

ESTI/ARFD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

(参考)

これまでの経緯

平成13年10月12日	初回農薬登録
平成17年11月29日	残留農薬基準告示
平成19年 2月 5日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成19年 6月 1日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る基準値設定依頼(魚介類)
平成19年 6月 5日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について追加要請
平成19年 8月23日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成19年12月28日	残留農薬基準告示
平成20年 9月 3日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る基準値設定依頼(適用拡大:かぼちゃ及びうめ)
平成20年10月 7日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成21年 3月12日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成22年 5月19日	残留農薬基準告示
平成23年 2月 7日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る基準値設定依頼(適用拡大:こんにゃく、ごぼう、ほうれんそう等)
平成23年 3月22日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成24年 2月 9日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成25年 3月26日	残留農薬基準告示
平成24年 4月16日	インポートトレランス申請(とうがらし)
平成24年 7月18日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成24年11月12日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成25年 8月 6日	残留農薬基準告示

- 平成27年 8月24日 農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準設定依頼（適用拡大：レタス、非結球レタス、キャベツ等）
- 平成27年10月 9日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
- 平成28年 2月23日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
- 平成28年 9月 5日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
- 平成28年 9月 7日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 穂山 浩 | 国立医薬品食品衛生研究所食品部長 |
| 石井 里枝 | 埼玉県衛生研究所化学検査室長 |
| ○大野 泰雄 | 公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団理事長 |
| 尾崎 博 | 東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授 |
| 斉藤 貢一 | 星薬科大学薬品分析化学教室教授 |
| 佐々木 一昭 | 東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授 |
| 佐藤 清 | 一般財団法人残留農薬研究所技術顧問 |
| 佐野 元彦 | 東京海洋大学海洋生物資源学部門教授 |
| 永山 敏廣 | 明治薬科大学薬学部薬学教育研究センター基礎薬学部門教授 |
| 根本 了 | 国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長 |
| 二村 睦子 | 日本生活協同組合連合会組織推進本部組合員活動部部長 |
| 宮井 俊一 | 一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問 |
| 由田 克士 | 大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授 |
| 吉成 浩一 | 静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授 |
| 鰐淵 英機 | 大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学教授 |

(○：部会長)

答申(案)

シメコナゾール

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.1
大豆	0.2
こんにやくいも	0.1
キャベツ	0.05
ごぼう	0.3
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.7
ねぎ(リーキを含む。)	0.2
にんにく	0.1
にら	0.1
トマト	0.2
その他のなす科野菜 ^{注1)}	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2
すいか	0.1
メロン類果実	0.1
ほうれんそう	0.1
しょうが	0.3
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	0.3
レモン	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.3
グレープフルーツ	0.3
ライム	0.3
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	0.3
りんご	0.5
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
もも	0.7
ネクタリン	0.5
あんず(アプリコットを含む。)	1
すもも(プルーンを含む。)	0.2
うめ	1
おうとう(チェリーを含む。)	3
いちご	3
ぶどう	0.2
かき	0.2
茶	10
その他のスパイス ^{注3)}	0.3
その他のハーブ ^{注4)}	30
魚介類	0.02

注1)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注4)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソク、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。